

第5章 計画の推進に向けて

この計画は、本市の高齢社会のあるべき姿の実現にむけて、取り組むべき課題と施策の方向性を示すとともに、重点的に取り組む事業については、目標を設定し、積極的な取り組みを実践するものです。

今後、ますます増加していく高齢者の多様なニーズに対応していくとともに、総合的・計画的な施策の推進が図れるよう、次のとおり推進体制を整えます。

1 計画の公表

計画の推進に向けては、市民一人ひとりの協力を得ることが重要となります。計画の公表にあたっては、保健・医療・福祉の関係機関や団体などをはじめとした、すべての市民に周知が図れるよう、広報紙、ホームページなどの媒体やあらゆる機会を通じて、積極的に取り組みます。

2 身近な地域での事業展開

計画では、事業の内容や効果、利用者の特性を考慮し、個々のサービス提供に相応しい単位〔小学校（59校）・中学校（21校）・連合自治会（37地区）単位など〕を考慮しながら、身近な地域におけるきめ細かな施策・事業の展開を図ります。また、介護保険事業においては、従来は市域を単位としてサービスの提供を行ってきましたが、今後はこれらのサービス提供体制に加え、介護保険推進上の日常生活圏域を設定し、地域生活に密着したサービスの提供を図ります。

3 地域資源との連携

地域社会において、高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実とともに、地域住民の主体的な活動が不可欠です。市や市民が互いの特性や能力を発揮し合いながら、連携・協力する「市民協働」の考え方のもと、地域住民が主体となったボランティア団体やNPOの活動を支援するとともに、関係機関（民生委員、社会福祉協議会、自治会など地域社会を構成する全ての人や団体）との連携を強化します。

4 民間活力の導入

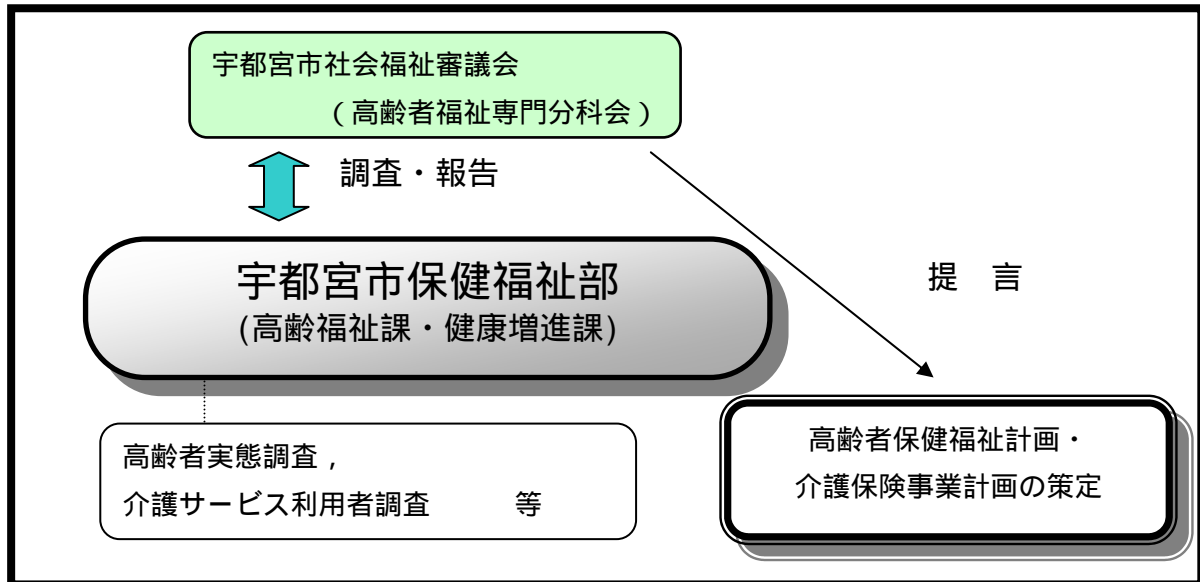
介護保険制度の施行を契機に、保健・福祉サービスの提供者として、さまざまな民間事業者・団体が参入し、効果的・弾力的なサービス提供が可能になりました。

これからも、あらゆるサービスの提供において、NPOをはじめとした民間事業者が積極的に参入できるよう、支援策を充実します。

5 計画の進行管理

宇都宮市社会福祉審議会（市議会議員，学識経験者及び社会福祉事業の従事者により構成）において，計画の進捗状況を検証・評価し，市として必要な対策を講じます。

< 計画の進行管理体制 >



6 関係部局との連携

高齢者の豊かで安心できる生活を支えていくには，保健・福祉分野以外の施策の取り組みも重要であることから，幅広く庁内の関係部局との連携を図り，高齢者に関わる施策を効果的に推進します。